

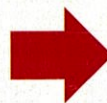
堆肥舎等長寿命化推進事業の案内

(堆肥舎等の長寿命化のための補修の実証、簡易な堆肥化処理施設の整備支援)

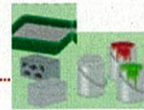
経年劣化した堆肥舎等の長寿命化を図るための補修、堆肥舎等の処理能力不足を補うための簡易な堆肥化処理施設の整備を支援します

事業内容

- ・経年劣化実態調査
 - ・補修方法・簡易な堆肥化処理施設の整備方法の検討及び堆肥舎等の選定
- 【補助率：定額】



- ・補修の実証
 - ・簡易な堆肥化処理施設の整備の実証
- 【補助率：1/2以内】



成果のとりまとめ及び情報提供

【補助率：定額】

支援できる内容は

補修

- ・堆肥舎
- ・乾燥舎
- ・発酵舎
- ・污水处理
- ・脱臭施設

事業実施主体又は取組主体が調達した資材

対象施設

対象資材

簡易な堆肥化処理施設

200㎡未満の施設

事業実施主体又は取組主体が調達した資材



屋根材の劣化

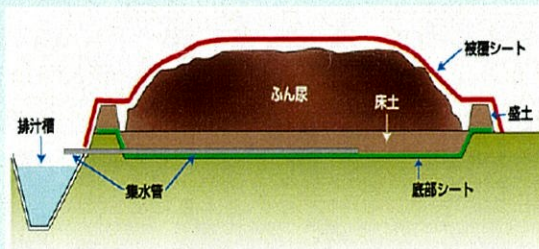


コンクリート壁のクラック



木柱の腐食

補修内容・簡易な施設例



申請の流れ

ALIC

② 補助金交付
の手續

事業実施主体
又は
取組主体

① 要望（支援内容等）

③ 資材の提供

補修等
実証農家

Q&A（一部抜粋）

Q 1 取組主体一団体あたりの事業費の上限額又は下限額はあるのか。

（答）取組主体一団体あたりの事業費については、特に上限、下限は設けていませんが、堆肥舎等の長寿命化のための補修の実証に必要な資材の調達については、1㎡あたりの事業費（資材費のみ）の上限を10千円としています。また、簡易な堆肥化処理施設の整備の実証の取組に必要な資材の調達については、1㎡あたりの事業費（工事費及び資材費の合計金額。ただし補助対象は資材費のみ）の上限を29千円としています。なお、補修又は整備の実証に係る1㎡あたりの事業費の上限を超える場合は、補助対象として採択いたしません。

Q 2 実態調査の結果、ある農家が所有する複数の堆肥舎等で同じ内容の補修の要望があった。この場合、要望するすべての堆肥舎等を事業対象とすることは可能か。

（答）本事業は実証事業であることから、補修を希望するすべての堆肥舎等において補修内容が同じ（補修箇所、補修に用いる資材がすべて同じ）場合は、希望する堆肥舎等のうち一つの堆肥舎等の補修のみを事業の対象とし、残りの堆肥舎等については事業の成果を踏まえ自己対応をお願いすることとなります。

なお、堆肥舎等の構造が異なる、補修に用いる資材が異なるなど、補修内容・工法が異なる場合には、補修の成果の地域への波及効果（地域に同様の堆肥舎等が複数あり、事業成果の普及効果が見込まれるなど）を考慮し、同一農家の複数の堆肥舎等を事業対象とすることは可能です。

Q 3 降雪等により堆肥舎が損壊した場合は、損壊部分の補修を本事業で行うことは可能か。

（答）本事業は、経年劣化した肥舎等を補修することにより、堆肥舎等の寿命の延長を図ることを目的としていることから、経年劣化以外の理由による損壊した部分の補修は本事業の対象とはなりません。

Q 4 整備の実証の対象となる堆肥舎等の選定について、「既存施設の補修が困難な場合や、堆肥化処理能力の拡充が必要な場合など」とあるが、堆肥化処理能力の拡充が必要な場合とはどのような場合か。

（答）堆肥化処理能力の拡充が必要な場合とは、既存の堆肥舎の処理能力が現に不足している場合や、増頭により既存施設の処理能力の不足が見込まれる場合などが該当します。整備する場合、既存施設の処理能力の不足する量に見合った施設規模の算定を行うなどの根拠を整備しておく必要があります。

Q 5 補修の実証に必要な資材は、取組主体が調達するとのことだが、調達を農家に任せ、農家からの請求書に1／2部分を支払う仕組みは認められるか。

（答）本事業では、補修に必要な資材を取組主体が共同で調達し、その調達に対して補助を行い支払仕組みとなっています。このため、取組主体以外が補修に必要な資材を調達した場合は、補助対象外となります。

※本Q&Aに記載されていないご質問等については、事業実施主体又は取組主体にご相談ください。

本事業のお問い合わせ先

所属する下表の取組主体の関係部署にお問い合わせください。

事業実施主体	取組主体
全国農業協同組合連合会	農業協同組合
全国酪農業協同組合連合会	酪農業協同組合等 （全酪連会員）

